

令和7年度名取市墓地公園樹木オーナー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、憩いの場としての機能を兼ね備えた名取市墓地公園(以下「墓地公園」)の機能保持の一環として、市民及び利用者が墓地公園に愛着を持ってもらうことを目的として実施する名取市墓地公園樹木オーナー制度(以下「オーナー」)に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集内容)

第2条 オーナーの対象は、市内市外を問わず個人、法人若しくは団体とし、募集内容は次に定めるとおりとする。

(1) 募集樹木 ユリノキ(樹高=2.0m程度の苗木)

(2) 募集本数 10本

※先着順とし、この本数に達したときは、募集を終了する

(3) 植樹場所 名取市墓地公園南側園路沿い

※別紙位置図の番号のとおり

(4) 植樹費用 1本あたり5万円

※名取市へ寄附金として納入

(5) 銘板 樹木名、オーナー名、植樹日

※最大50文字程度

(申込方法)

第3条 オーナーに申込みをする者は、「名取市墓地公園樹木オーナー申込書(様式第1号)」及び「寄附金申込書(財政課所定様式)」に必要事項を記入し、市へ提出するものとする。ただし、申込者が名取市暴力団排除条例(平成24年名取市条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団員等であるときは、オーナーに申込みをすることができない。

(オーナーの認定)

第4条 市は、前条の規定による申込みを受理したときは、募集本数に達した場合を除きオーナーとして認定し、「名取市墓地公園樹木オーナー認定通知

書（様式第2号）」によりオーナーへ通知するものとする。また、オーナー台帳を作成し、植樹する樹木の登録から抹消までの管理を行うものとする。

（認定事項の変更）

第5条 オーナーは、第4条の認定書の内容に変更が生じた場合には、「名取市墓地公園樹木オーナー認定事項変更届出書（様式第3号）」により市へ届け出るものとする。

2 市は、前項の規定による届出があったときは、「名取市墓地公園樹木オーナー認定事項変更通知書（様式第4号）」によりオーナーへ通知するものとする。

（オーナーの期間）

第6条 オーナーの期間は永年とする。ただし、木が倒木または枯死した場合はその時点で終了し、市はその責任を負わないものとする。

（植樹）

第7条 市は、オーナー立会いのうえ植樹をするものとする。ただし、オーナーが市へ植樹を一任した時はこの限りではない。

（樹木の管理）

第8条 植樹された樹木の管理（剪定、灌水、施肥等）は、市が行うものとする。

（樹木の所有権の帰属）

第9条 植樹された樹木の所有権は、市に帰属するものとする。ただし、銘板はオーナーに帰属するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。